

危機事象の発生時における応援・協力体制に関する協定書

北海道歯科医師会、青森県歯科医師会、岩手県歯科医師会、宮城県歯科医師会、福島県歯科医師会、山形県歯科医師会、秋田県歯科医師会（以下「道県歯」という）が定めるこの協定の目的は、北海道並びに東北地区において大規模な地震等自然災害はもとより、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）が適用される事態その他道県民や滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じる危機事象の発生時における応援・協力体制を構築し、応急対策、応急復旧等を円滑に行うことにある。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、北海道並びに東北地区 6 県のいずれかにおいて、次の各号に掲げる事態（以下「危機事象」という）が発生し、危機事象が発生した道県歯（以下「危機事象発生道県歯」という）のみでは救援等の応急対策が十分に実施できない場合に、危機事象発生道県歯からの要請に基づき、広域応援活動を迅速かつ円滑に遂行するための基本となる事項を定めるものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害
- (2) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、道県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

（応援幹事道県の決定等）

第 2 条 危機事象発生道県以外の道県歯は、速やかに連絡を取り合い、危機事象発生道県歯の広域応援計画の立案や広域応援活動を中心となって行う道県歯（以下「応援幹事道県歯」という）を決定し、広域応援体制の調整を行うものとする。

- 2 各道県歯は、あらかじめ広域応援に関する連絡担当部門を定めるなど、連絡体制を整備し、危機事象発生時には、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

（自主的応援出動）

第 3 条 震度 6 以上の地震が観測された場合又は道県間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合には、危機事象発生道県以外の道県歯は、危機事象発生道県歯からの広域応援の要請がなくとも、速やかに情報収集活動をはじめ、必要な応急措置をとるものとする。

（情報の共有）

第 4 条 道県歯は、広域応援を行う場合における提供可能な物資及び資機材の品目及び数量、救急医療施設の所在地等必要な情報の共有化を図るものとする。

（広域応援の種類等）

第 5 条 広域応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 物資及び資機材の提供
- (2) 施設、設備及び機器の使用又は貸与
- (3) 人員の派遣
- (4) 歯科医療支援の実施及びその他の役務の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 前項各号に掲げる応援が速やかに行われるよう、各道県歯は平素から関係機関等と十分な連絡体制をとり、迅速かつ的確な対応に万全を期するよう努めるものとする。

3 具体的な広域応援内容等については、必要に応じて危機事象ごとに別に定めるものとする。

(広域応援の要請の手続等)

第 6 条 広域応援が円滑に実施できるよう、あらかじめ広域応援の要請手続、活動の内容等については、別に定めるものとする。

(広域応援の経費の負担等)

第 7 条 広域応援に要した経費は、原則として、広域応援を行った道県歯の負担とする。

2 危機事象の発生状況等に係る情報収集活動に要する経費についても、広域応援を行う道県歯の負担とする。

(物資等の携行)

第 8 条 広域応援をする道県歯は、危機事象発生道県歯の要請又は第 3 条の自主的応援出動により人員の派遣をする場合には、派遣人員自らが消費し、又は使用する物資等を携行させるものとする。

(資料の交換等)

第 9 条 道県歯は、この協定に基づく応援が円滑に実施されるよう、毎年 11 月 1 日現在の広域応援活動に必要な資料を相互に確認するものとする。

(訓練)

第 10 条 道県歯は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、合同して応急対策等に関する訓練を実施するよう努めるものとする。

(その他)

第 11 条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項で、特に協議の必要なものが生じた場合には、その都度道県歯が協議して定めるものとする。

(施行)

第 12 条 この協定は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

この協定を締結したことを証するため、この協定書 7 通を作成し、各道県歯の
会長が記名押印をして、各自その 1 通を所持する。

平成 25 年 10 月 5 日

一般社団法人北海道歯科医師会	会 長	富 野 晃
一般社団法人青森県歯科医師会	会 長	山 口 勝 弘
一般社団法人岩手県歯科医師会	会 長	箱 崎 守 男
社団法人宮城県歯科医師会	会 長	細 谷 仁 憲
一般社団法人福島県歯科医師会	会 長	金 子 振
一般社団法人山形県歯科医師会	会 長	石 黒 慶 一
一般社団法人秋田県歯科医師会	会 長	藤 原 元 幸

危機事象の発生時における応援・協力体制に関する協定書実施細目

(趣 旨)

第 1 条 この実施細目は、危機事象の発生時における応援・協力体制に関する協定書（以下「協定書」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

(応援幹事道県歯の決定方法)

第 2 条 協定書第 2 条に規定する応援幹事道県歯の決定については、北海道・東北地区歯科医師会専務理事会議（以下「専務理事会議」という。）で協議のうえ、北海道・東北地区歯科医師会役員協議会（以下「役員協議会」という。）において決定する。

(情報の共有)

第 3 条 協定書第 4 条に規定する情報の共有について、第一順位応援幹事道県歯は、当番道県と連絡調整を密にし、各道県歯に情報の共有化を図るものとする。

2 前項の連絡調整において、当番県が被災道県の場合は、前条の順位に従い、各道県歯に情報の共有化を図るものとする。

(応援に関する諸事項)

第 4 条 協定書に規定する諸事項については、専務理事会議で協議のうえ、役員協議会において承認を得るものとする。

(実施細目の見直し)

第 5 条 実施細目は、必要に応じ見直しこととし、役員協議会において承認を得るものとする。

附 則

この実施細目は、平成 26 年 10 月 11 日から施行する。

応援幹事道県歯（別表 1）

応援幹事道県歯

被災道県	第一順位	第二順位	第三順位	第四順位	第五順位	第六順位
北海道	青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県
青森県	北海道	秋田県	岩手県	宮城県	山形県	福島県
岩手県	秋田県	北海道	青森県	宮城県	福島県	山形県
秋田県	岩手県	青森県	北海道	山形県	宮城県	福島県
宮城県	福島県	山形県	岩手県	青森県	秋田県	北海道
山形県	宮城県	福島県	秋田県	岩手県	青森県	北海道
福島県	山形県	宮城県	青森県	秋田県	岩手県	北海道